

1 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 処理区域

あわら市内全域とする。

3 ごみ処理実施計画

(1) 分別の種類および発生量、処理量の見込み

(単位：t)

No.	種 類	発生量・処理量の見込み
1	燃やせるごみ	7, 3 3 8
2	燃やせないごみ	1 7 1
3	資源 ご み	資源プラスチック
4		缶
5		ビン
6		ペットボトル
7		スプレー缶
8		廃乾電池、リウムイオン等充電電池
9		蛍光灯類
10	粗大ごみ	7 0 7
11	古紙類	7 6 1
12	金属製粗大ごみ	2 0 3

(2) 処理の方法

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）の全量を次に掲げる方法で処理する。

① 家庭から排出される一般廃棄物

あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年3月1日条例第85号。以下「条例」という。）第11条の規定により、自ら処理できない一般廃棄物について、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分別し、市が指定するごみ袋（以下「指定収集袋」という。）に収納し、または指定収集袋に収納できないもの（長さが1メートル以下で、重量が20キログラム以下のものに限る。）にあつては、市が指定する券（以下「指定収集券」という。）を貼り、市が指定する日に、市が指定する場所（以下「ごみステーション」という。）へ搬出するものとし、次の④から⑥に示す方法で処理する。

家庭から排出される一般廃棄物のうち粗大ごみ及び古紙類については、廃棄物を排出しようとする者（以下「排出者」という。）自らが市の指定する処理主体に搬入する方法で処理する。なお、古紙類については、各地区の子ども会、小、中学校PTA、婦人会等が実施する資源回収に搬出することもできる。

② 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

条例第5条の規定により、搬出しようとする事業者（以下「搬出事業者」という。）の

責任において、自ら市の指定する処理主体に搬入し、または排出事業者が法第7条第1項による許可を受けた事業所（以下「許可事業所」という。）に収集および運搬を依頼する方法により処理する。

ただし、地区ごみステーション（地区ごみステーションを管理する者の同意を得た場合に限る。）または市の許可を得て自ら設置した集積地を使用して処理する方法を取ることが出来ることとする。その場合における処理の方法は、①の家庭から排出される一般廃棄物の処理方法に準じる。

③ 適正処理困難物及び排出禁止物

法第6条の3第1項で規定する適正処理困難物および条例第11条第4項で規定する排出禁止物については、排出者または排出事業者が自らの責任において適正に処理するものとし、市は処理困難物および排出禁止物について、当該製品等を製造、加工、販売等を行う事業者に対し適切な回収等の措置を講ずるよう要請するものとする。

④ 収集、運搬計画

No.	種 類	収集回数	処理の主体	収集方法等
1	燃やせるごみ	週4回以内 月、火、木、 金曜日	市（委託業者）	指定収集袋または指定収集券 によるステーション回収
2	燃やせないごみ	月3回以内 第1、3、5		
3	資源プラスチック	水曜日		指定収集袋によるステーショ ン回収
4	缶	月2回以内 第2、4 水曜日		収集コンテナ等によるステー ション回収
5	ビン			
6	ペットボトル			
7	スプレー缶			
8	廃乾電池、リチウムイオン等 充電電池	随時		市の指定場所による拠点回収
9	蛍光灯類			
10	使い捨てライター			
11	粗大ごみ・古紙類	無	—	排出者による搬入
12	金属性粗大ごみ	年1回	市（委託業者）	市の指定場所による拠点回収

⑤ 中間処理計画

No.	種 類	処理の方法	処理の主体	
1	燃やせるごみ	焼却	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	
2	燃やせないごみ	破碎・焼却		
3	資源ごみ	資源プラスチック	市（民間委託）	
4		缶		
5		ビン	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	
6		ペットボトル		
7		スプレー缶		
8		廃乾電池、リチウムイオン等充電電池		
9		蛍光灯類		
10		使い捨てライター		焼却
11		粗大ごみ		破碎・焼却
12	金属性粗大ごみ	選別	市（民間委託）	

⑥ 再資源化および最終処分計画

No.	種 類	処分の方法	処分の主体	
1	燃やせるごみ	埋立	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	
2	燃やせないごみ	資源化・埋立		
3	資源ごみ	資源プラスチック	市（民間委託）	
4		缶		
5		ビン	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 (資源化は民間委託)	
6		ペットボトル		
7		スプレー缶		
8		廃乾電池、リチウムイオン等充電電池		
9		蛍光灯類		
10		使い捨てライター		埋立
11		粗大ごみ		埋立
12	金属性粗大ごみ	資源化	市（民間委託）	

(3) 許可事業所

住 所	名 称	種 類	限定項目
あわら市舟津 25-31	中川商店	収集・運搬	特定家電、事業系一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)、家庭系一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)、
あわら市二面 77-16	有限会社 辻下商会	収集・運搬	特定家電、事業系一般廃棄物(可燃ごみ)、粗大ごみ
あわら市河間 7-22	川越商店	収集・運搬	特定家電、事業系一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)、家庭系一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)、
福井市寺前町 18-12	株式会社 アイシー物流	収集・運搬	特定家電
あわら市大溝 3-5-13	有限会社 上村商店	収集・運搬	特定家電、事業系一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ) 粗大ごみ
あわら市矢地 13-1	角谷木材建設 株式会社	収集・運搬	特定家電、事業系一般廃棄物(木屑)
坂井市三国町池上 21-8	三国美建 株式会社	収集・運搬	特定家電、事業系一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、木屑)、粗大ごみ
坂井市三国町覚善 10-1-1	有限会社 坂井清掃	収集・運搬	特定家電、家庭系一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ)、事業系一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、木屑)、パソコン、粗大ごみ
あわら市御簾尾 15-6	坂井森林組合	収集・運搬・処分	木屑
坂井市坂井町長畑 25-32-1	フクイレック協同組合	処分	剪定枝等
福井市南江守町 2-61-1	矢部商店	収集・運搬	動物性残渣(魚腸骨)
坂井市春江町大針 8-23	長谷川造園 株式会社	収集・運搬・処分	一般廃棄物(食品生ごみ)
福井市南居町 81-1-31	社会福祉法人つぐみ福祉会	収集及び運搬 ・中間処理	廃プラスチック(ペットボトル)・ 金属くず(空き缶)
坂井市西瓜屋 3-13	申 燦雨	収集及び運搬	事業系一般廃棄物・粗大ごみ
福井市石盛町 15-38-4	株式会社 北陸遺品整理	収集及び運搬	遺品整理、生前整理・特殊清掃業務で生じる粗大ごみ等の一般家庭ごみ
福井市丸山町第4 2号2番地	株式会社 柳原興業	運搬	建物解体時に発生する尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物、特定家電
福井市灯明寺四丁目 805 番地	株式会社 未来創造研究所	収集及び運搬	家庭系及び事業系の一般廃棄物(可燃・不燃・粗大ごみ、「特定家庭用機器再商品化法」に基づく対象家電品)
あわら市二面第38号5番地	西 善幸	収集及び運搬	可燃物・不燃物・粗大ごみ
福井市大宮6丁目17番24号	株式会社 三玄	収集及び運搬	家庭系及び事業系の一般廃棄物(可燃・不燃・粗大ごみ、「特定家庭用機器再商品化法」に基づく対象家電品)

(4) ごみの排出抑制及び分別排出徹底の方策

- ① 市環境審議会による環境保全に関する基本的な事項についての調査、審議
- ② 市ごみ減量等推進員制度による地域の環境美化の推進およびごみ減量化、資源化活動の推進、ごみ排出の指導、徹底
- ③ 資源回収補助制度によるごみの資源化、減量化の推進
- ④ ごみステーション設置補助制度によるごみ分別排出の推進と回収の徹底
- ⑤ ごみ処理の状況に関する情報発信によるごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義および効果等に関する啓発活動の推進

(5) 処理施設

① 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

- ・ 所在地 あわら市笹岡 33-3-1
- ・ 焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉
- ・ 焼却能力 222 トン／日 (74 トン／日×3 炉)
- ・ 破砕機形式 回転式破砕機
- ・ 破砕能力 90 トン／5 時間

② 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物最終処分場

1) 埋立地の概要

- ・ 埋立面積 41,300 m²
- ・ 埋立容積 231,000 m³
- ・ 埋立廃棄物 焼却残渣、破砕残渣
- ・ 遮水壁規模 壁長 201.6m
- ・ 浸出水調整池容積 9,700 m³
- ・ 洪水調整池容積 19,100 m³

2) 浸出水処理設備

- ・ 設備規模 鉄筋コンクリート造
- ・ 処理能力 200 m³／日
- ・ 処理方式 C a 除去処理、生物処理（酸化、硝化、脱窒）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭＋減菌

4 し尿処理実施計画

(1) 分別の種類および発生量、処理量の見込み

(単位：k l)

No.	種類	発生量・処理量の見込み
1	し尿	5 8 1
2	浄化槽汚泥	1, 9 6 9

(2) 処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥については、排出者または排出事業者自らが許可事業所に収集、運搬を依頼する方法により処理する。

① 収集、運搬計画

No.	種 類	収集回数	処理の主体	収集方法等
1	し尿	土、日曜日、祝日を 除く随時	許可事業所	戸別回収
2	浄化槽汚泥			

② 中間処理計画

No.	種 類	処理の方法	処理の主体
1	し尿	浄化・焼却	坂井地区広域連合
2	浄化槽汚泥		

③ 最終処分計画

No.	種 類	処分の方法	処分の主体
1	し尿	埋立	坂井地区広域連合（民間委託）
2	浄化槽汚泥		

(3) 処理施設

坂井地区広域連合

- ・ 所 在 地 坂井市坂井町今井 1-1
- ・ 処 理 方 式 嫌気性消化方式（活性汚泥法＋オゾン脱臭）
- ・ 処 理 能 力 145 キロリットル／日